

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成29年1月24日認可した。

平成29年1月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
香南町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）堀ヶ内地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中上地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中下西地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）南門東地区
舟岡池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中筋地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）坊の南地区
高松市鬼無町土地改良区	単独市費補助土地改良事業（農道事業）山辺農道地区